

# 本人確認書類(個人①)

本人確認書類は下記のいずれかを添付してください。(法人担当者の方の個人証明書+在籍証明書類は必ず必要です) 申込書表紙参照

	備考
<b>運転免許証</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日、住所と一致すること ・有効期限内であること ・各都道府県公安委員会発行であること	※運転免許書等、本籍地の記載がある確認書類において本籍地の部分については隠してコピーを取ることとする。 ※国際免許証は受付不可。 ※仮免許証は受付可。 ※裏面に住所・姓名変更の履歴がある場合には裏面も添付する。 ※住所が相違する場合(裏面含めて)は、住所確認書類が必要。
<b>日本国パスポート</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日、住所と一致すること ・有効期限内であること	※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。 ※手書きでの住所修正は受付可。
<b>健康保険証+住所確認書類</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・有効期限内であること	※以下の健康保険証にて受付可。 国民健康保険証、社会保険証、共済組合員証、自衛官診療証、船員保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、介護保険者証、老人医療受給者証、国民健康保険退職被保険者証(通称マル退)、国民健康保険特例退職者被保険者証、遠隔地用被保険者証(国民健康保険、政府管掌健康保険の双方を含む。)、学生用被保険者証(国民健康保険のみ)、健康保険高齢受給者証、船員保険高齢受給者証、船員保険被扶養者証、国民健康保険短期被保険者証 ※カード型健康保険証等で住所欄が元々入っていないものは受付不可。 ※発行元による住所修正の場合、発行元の訂正印等で訂正の確認ができれば受付可
<b>外国人登録証明書+外国パスポート</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日、住所と一致すること ・有効期限内であること ・弊社申込み受付日より90日以上在留期限があること ・在留資格が「短期滞在」「資格なし」の場合は受付不可 ・外国パスポートは、有効期限内であること  <b>【割賦契約受付基準】</b> 在留期限(残りの在留期間)に応じて、新スーパーボーナス加入時の割賦購入(あっせん)契約(36回払い/24回払い/12回払い)を受付ける。  <b>●割賦契約N回払いの受付可否</b> 受付可 : 受付日より在留期限までの期間がN+3ヵ月を超える場合 受付不可 : 受付日より在留期限までの期間がN+3ヵ月以内の場合  <b>【参考例】割賦契約24回払いの受付可否</b> 受付可 ⇒ 受付日より在留期限までの期間が27ヶ月を超える場合 例) 受付日: 2009年06月30日、在留期限: 2012年9月30日 受付不可 ⇒ 受付日より在留期限までの期間が27ヶ月以内の場合 例) 受付日: 2009年06月30日、在留期限: 2012年9月29日	※外国発行パスポート+外国人登録原票記載事項証明書(または外国人登録済証明書)も受付可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。  <b>※在留資格が「永住者」「特別永住者」の場合は、外国パスポートがない場合でも受付可。</b> <b>※通常契約および新スーパーボーナス一括払いは左記基準の対象外。</b>  ※在留期限は基本的に「外国人登録証明書」での確認とするが、「外国パスポートのビザ面」または「登録原票記載事項証明書(または外国人登録済証明書)」にて確認できる場合も受付可。  ※在留資格が「永住者」「特別永住者」の場合は、割賦購入(あっせん)契約(以下、割賦契約)(24回払い/12回払い)受付可。  ※申込み受付日よりN+3ヵ月を超える滞在が確認できる書類の提示があった場合は、割賦契約受付可。
<b>衆議院議員身分証明書</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること 有効期限内であること	※参議院、地方議員等で同様の身分証明書についても、条件を満たしていれば受付可。 ※住所欄が無い場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>健康保険証+クレジットカード</b> ・月々のご利用料金をクレジットカードでお支払いいただくこと ・健康保険証は、申込書の氏名、生年月日、住所と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・有効期限内であること	※健康保険証の住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。

# 本人確認書類(個人②)

書 類	備 考
<b>健康保険証+学生証</b> ・学生証は顔写真、氏名、生年月日が確認できること ・学生証と健康保険証記載の氏名、生年月日が一致すること ・健康保険証は、申込書の氏名、生年月日一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・学生証および健康保険証は、発行日の記載があること、または有効期限の記載があるものについては有効期限内であること	※顔写真がない学生証も受付可。 ※健康保険証の住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>身体障害者手帳</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・発行日の記載があること、または有効期限の記載があるものについては有効期限内であること	※顔写真がない身体障害者手帳も受付可。 ※住所欄が無い場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>療育手帳</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・発行日の記載があること、または有効期限の記載があるものについては有効期限内であること	※顔写真がない療育手帳も受付可。 ※住所欄が無い場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>精神障害者保健福祉手帳</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・発行日の記載があること、または有効期限の記載があるものについては有効期限内であること	※顔写真がない精神障害者保健福祉手帳も受付可。 ※住所欄が無い場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>被爆者手帳+住所確認書類</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・有効期限内であること	※顔写真がない被爆者手帳も受付可。 ※住所欄が無い場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、住所確認書類が必要。
<b>大使館職員証明書+住所確認書類</b> ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・有効期限内であること	※外交官身分証明票、大使館職員証明書も住所確認書類の添付により受付可。 ※住所欄がない場合、または住所欄はあるが住所記載がない場合、または住所が相違する場合は住所確認書類が必要。 ※住所確認書類がない場合は、外国運転免許証または外国パスポートでも受付可(氏名、生年月日、本国の住所が記載かつ有効期限内であること)。但し契約者住所、請求書送付先住所は原則大使館住所での申込みとする。外国パスポートは住所欄がない場合は、余白に消去不可能な形で本国の住所記入にて受付可。
<b>住民基本台帳カード+住所確認書類</b> ・新型の住民基本台帳カードであること ・顔写真が契約者と一致すること ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・住所の表示欄があり、かつ申込書の住所と一致すること ・有効期限内であること	※住所確認書類を添付できない場合は、クレジットカード払いを必須とする。 ※顔写真がない住民基本台帳カードは受付不可。 ※住所欄がない場合は受付不可。 ※住所が相違する場合は、受付不可。  <b>【新型の住基カードの判別方法】</b> ・表面の左下にQRコードが印刷されている。
以下書類のうち、組み合わせにより2種類提示にて受付可 <b>健康保険証 / 被爆者手帳 / 大使館職員証明書</b>	※2種類のうち、どちらか一方の住所と申込書記載住所が一致する場合に限る。

# 本人確認書類(米軍関係者・未成年者)

## ◆本人確認書類(米軍関係者)

米軍従軍者もしくはその家族の受付は、以下の確認書類にておこないます。

	備考
<b>米軍IDカード+基地発行の住所確認書類</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること	※米軍IDカードは店頭確認のみで、コピーは不要。但し、店頭で原本確認の上、申込書に米軍ID番号を記入すること。
<b>免許証(米軍発行の基地内、基地外の運転免許証)</b> ・申込書の氏名、生年月日、住所と一致すること ・有効期限内であること ・住所の記入があること	※車両操縦許可証を含む。 ※免許証記載の住所は外国の住所でも可であるが、契約者、請求書送付先住所はともに原則基地の住所にて申込む。 ※住所記入欄がない場合は、基地発行の住所確認書類が必要。住所確認書類がない場合は受付不可。
<b>外国パスポート</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・有効期限内であること ・住所の記入があること	※外国パスポートの住所は外国の住所でも可であるが、契約者、請求書送付先住所はともに原則基地の住所にて申込む。 ※住所記入欄がない場合は、基地発行の住所確認書類が必要。住所確認書類がない場合は受付不可。
<b>外国発行の運転免許証</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・有効期限内であること ・住所の記入があること	※外国発行の運転免許証の住所は外国の住所でも可であるが、契約者、請求書送付先住所はともに原則基地の住所にて申込む。 ※住所記入欄がない場合は、基地発行の住所確認書類が必要。住所確認書類がない場合は受付不可。
<b>米州州政府発行IDカード</b> ・申込書の氏名、生年月日と一致すること ・有効期限内であること ・住所の記入があること	※米州州政府発行IDカードの住所は外国の住所でも可であるが、契約者、請求書送付先住所はともに原則基地の住所にて申込む。 ※住所記入欄がない場合は、基地発行の住所確認書類が必要。住所確認書類がない場合は受付不可。

※上記書類を用いて申込む場合は、契約者住所、請求書送付先住所はともに原則基地の住所とする。  
 ※基地外の住所にて申込む場合は、日本国内の住所確認書類もしくは、米軍発行の住所証明書類等が必要。  
 ※米軍基地内キオスク以外のチャネルにて受付の場合は、店頭にて米軍関係者であることを確認すること。  
 (米軍IDカード、基地内運転免許証等での確認または申込書契約者住所が基地の住所であること。)

## ◆本人確認書類(未成年者)

契約者の年齢が12歳～19歳の場合は下記が必要となります。また12歳未満の方のご本人名義での申込はできません。

書 類	備 考
未成年者の本人確認書類 + 親権者同意書 + 親権者(または後見人)の本人確認書類	※未成年者ならびに親権者の本人確認書類は、個人の本人確認書類に準ずる。 ※親権者本人確認書類は契約者同様、店頭での原本提示を行う。但し、住所確認書類は不要。 ※同一の健康保険証に契約者、親権者の記載がある場合は、親権者本人確認書類として取扱う。 ※親権者の条件は、契約者と同姓または同住所とする。 ※戸籍謄本、住民票にて親子関係が確認できる場合でも受付。(対外的な案内は行わない) ※後見人が同意する場合には、契約者と後見人の続柄が確認できる「戸籍謄本、後見人証明書」が必要。 ※未成年既婚者については、保険証、住民票にて既婚者であることが確認できれば、同意書および親権者本人確認書類は不要とする。 対外的には案内しないが、戸籍謄本で確認できる場合も同様とする。 ※米軍基地内キオスクにおける未成年者契約については、未成年の従軍者は日本国法律によって規制されていないため、同意書および親権者本人確認書類は不要とする。 ※同意書には親権者(または後見人)の自署、押印がされていること。
割賦 受付 基準	※親権者名義以外の口座、クレジットカードの場合は割賦契約受付不可
12歳～15歳の未成年による割賦契約受付基準は以下の通りとする。 お支払方法が「親権者名義の口座」もしくは「親権者名義のクレジットカード」の場合のみ受付可とする。	